

重 点 事 项

1 先駆的・試行的事業の実施について

(1) 社会福祉推進事業について

21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的として、社会福祉施策の各分野に関わる地方自治体、公益法人等の先駆的・革新的な取組に対して助成を行う事業である。

当事業は、平成20年度に新たに創設される事業であり、内容、事務手続き等については以下のとおり定めることを予定しているので、管内市町村等に周知するとともに、事業の実施についても併せてご検討をお願いしたい（現時点における実施要綱（案）は別添を参照）。

社会福祉推進事業について（案）

1. 目的

本事業は、地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等に関わる先駆的・革新的な事業に対して助成を行い、もって21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）
- (2) 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

3. 対象事業

21世紀にふさわしい福祉社会の構築を目指し、以下の5つの視点から実施される事業であり、独創的な調査研究あるいは革新的な試行的事業であると認められるもの。ただし、他の補助制度による補助対象事業を除く。

① ニーズの発見に関すること

「様々な問題を抱えて地域で生活している住民」(以下、「地域住民」という。)のニーズを発見するために、「地域で活動する住民・行政・事業者・諸分野の専門職・コーディネーター」(以下、「地域住民等」という。)はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

例)・宅急便会社と民生委員の連携による1人暮らし高齢者のニーズ把握方法の調査研究事業

・大都市における低所得者の実態に関する調査研究

・共に民生委員を目指す夫婦向け「夫婦(めおと)講座」開設モデル事業

② サービスの提供(支援)に関すること

地域住民に適切なサービスを継続して提供するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

例)・地域住民との長期的な信頼関係を築くことの出来る人材の養成プログラム開発事業

・ひきこもった若者の在宅起業支援モデル事業

③ ニーズからサービスへのつなぎ(調整)に関すること

発見されたニーズを適切なサービスにつなげるために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

例)・福祉専門職と他分野の職種との協働を推進するネットワークの構築促進事業

・地域福祉の拠点として複数事業を展開する社会福祉法人の新しい経営の在り方研究

④ 活動基盤(資金、拠点)の確保に関すること

活動するための資金や拠点を確保するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

例)・居酒屋等における携帯電話を利用した効果的な募金システムの開発事業

・廃校となった小学校の空き教室を中心とした地域の連絡システム開発事業

⑤ 従来の枠組みではとらえられない問題への対応に関すること

これまで個別施策では対応できなかった問題に取り組むために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

例)・家出や薬物中毒などにより教育の機会を失った若年者の学習支援と拠点確保の連携モデル事業

・保護司と民生委員と民間企業の協働による出所後の生活支援モデル事業

4. 経費の補助

(1) 総事業費：5億円

(2) 補助率：10/10

(3) 基準額：1件当たり2,500万円以内を基本とする。

(4) 対象経費：社会福祉推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等

なお、一部事務組合又は広域連合において処理する事務に要する市町村の経費を含むものとする。

5. 評価検討のための委員会の設置

有識者による「社会福祉推進事業評価委員会（仮称）」において採択すべき案を検討し、また採択された各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表する。

6. 執行スケジュール（案）

平成20年3月	実施要綱・交付要綱の通知
5月上旬	事業実施協議締め切り
5月下旬	評価・検討のための委員会の開催
6月上旬	採択、内示

地域福祉

対象者

様々な問題を抱える
地域住民

[制度の内と外]

- ・障害
- ・高齢
- ・病気
- ・子育て
- ・生活保護 など

[制度の谷間]

- ・生活困窮
- ・ひきこもり
- ・徘徊死
- ・社会的孤立
- ・虐待・DV
- ・難病
- ・多重債務
- ・消費者被害 など

住民同士の支え合いの輪

①ニーズの発見

- ・地域住民(個人・組織)による発見
- ・行政等との連携による発見

②サービスの提供(支援)

- ・地域住民(個人・組織)による支援
- ・行政等との連携による支援

④活動基盤(資金、拠点)の確保

- ・「共同募金/寄付/会費/税金/保険料」「自宅/集会所/空き教室/空き店舗」などの活用

③調整

担い手

[個人]

- ・隣人
- ・福祉委員
- ・民生委員など

[組織]

- ・ボランティア団体
- ・自治会・町内会
- ・NPO法人 など

地域住民

- ・ケアマネジメント
- ・運営協議会

コーディネーター

行政・事業者・専門家

[行政]

- ・市町村
- ・都道府県

[事業者]

- ・社会福祉法人
- ・株式会社 など

[専門家]

- ・医療・保健・福祉・司法・教育等の
諸分野

環境整備(行政の役割)

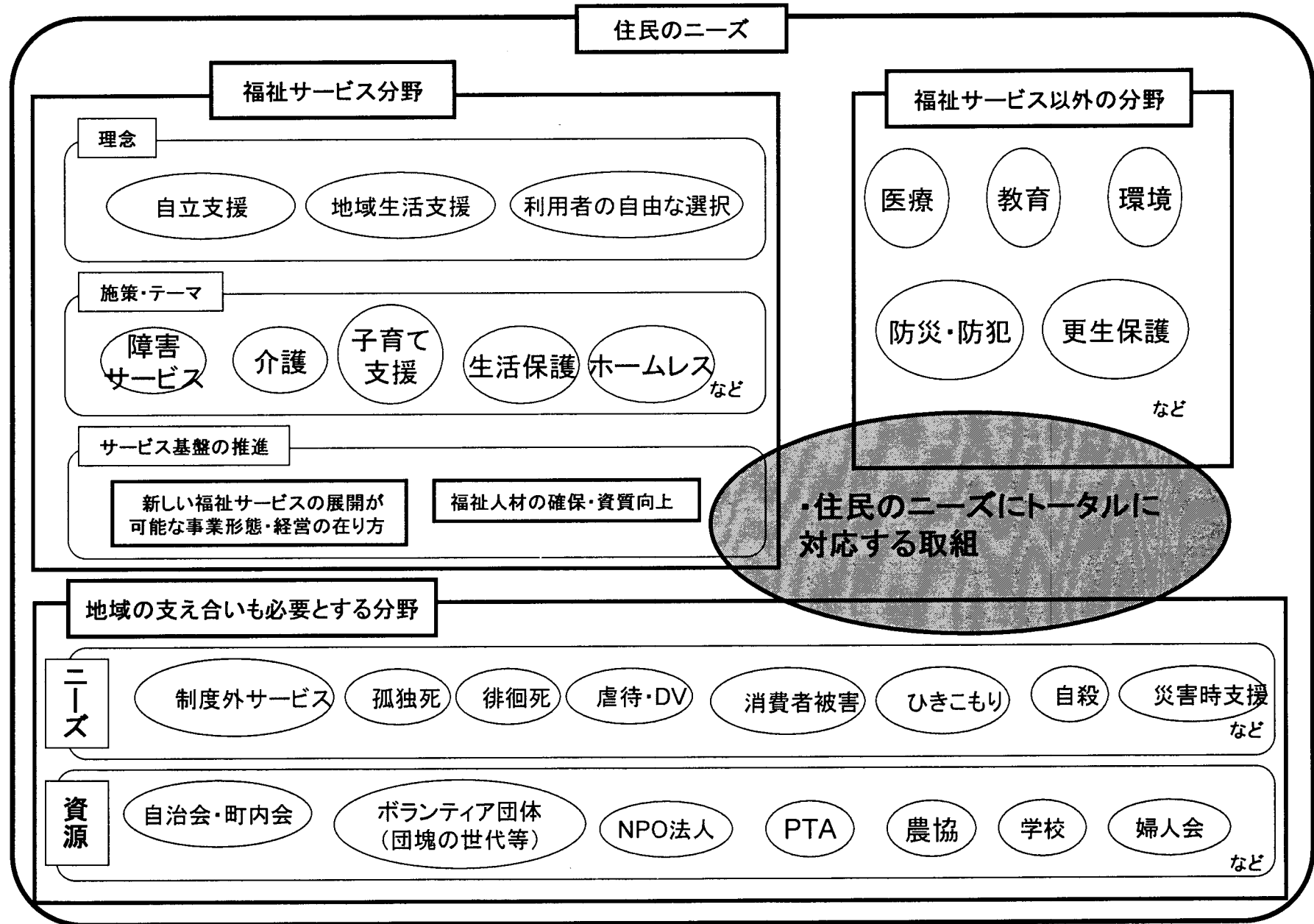
住民同士の支え合いの輪を整える

- ・①「ニーズの発見」・②「サービスの提供(支援)」・③「「ニーズの発見」と「サービスの提供(支援)」の調整」のそれぞれを担う人材・組織・専門家の養成(啓蒙、研修、法的な整備など)
- ・④活動基盤の充実(助成、法的な整備など)

※対象者・担い手としてあげられたものはあくまでも参考例であり、すべてではない。

⑤社会福祉推進事業では、従来型の福祉サービスでは対応してこなかった分野や、住民のニーズにトータルに対応する取組も対象とする予定。

社会福祉推進事業の視点⑤



社会福祉推進事業実施要綱

1. 目的

本事業は、地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等に関わる先駆的・革新的な事業等に対して助成を行い、もって21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）
- (2) 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

3. 対象事業

別紙の視点から実施される事業で、独創的な調査研究あるいは革新的な試行的事業であると認められるもの。ただし、他の補助制度による補助対象事業を除く。

4. 経費の補助

国は、本要綱による事業に要する経費について、別に定めるところにより補助を行うものとする。

(別紙)

社会福祉推進事業の実施に際しての視点

① ニーズの発見に関すること

「様々な問題を抱えて地域で生活している住民」(以下、「地域住民」という。)のニーズを発見するために、「地域で活動する住民・行政・事業者・諸分野の専門職・コーディネーター」(以下、「地域住民等」という。)はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

② サービスの提供(支援)に関すること

地域住民に適切なサービスを継続して提供するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

③ ニーズからサービスへのつなぎ(調整)に関すること

発見されたニーズを適切なサービスにつなげるために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

④ 活動基盤(資金、拠点)の確保に関すること

活動するための資金や拠点を確保するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

⑤ 従来の枠組みではとらえられない問題への対応に関すること

これまで個別施策では対応できなかった問題に取り組むために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

(2) 町村福祉事務所設置推進支援事業について

町村において福祉事務所を設置することは、生活保護を含むすべての福祉サービスを一元的に実施することにより、住民が身近な地域でサービスを受けやすくなり、総合的で調整のとれた福祉サービスが提供されるなどのメリットがある。

このため、都道府県福祉事務所における生活保護等の事務を町村へ移行することについて、先駆的・試行的な取組を実施する自治体を支援する事業を新たに創設したところである。

当事業は、生活保護の適正化事業の一つとして、セーフティネット支援対策等事業費補助金の中に盛り込まれる予定となっており、内容等については、以下のとおり実施する予定であるので、都道府県におかれては、管内町村に本事業を周知するとともに、都道府県福祉事務所のあり方を含め積極的な検討をお願いしたい。

町村福祉事務所設置推進支援事業について（案）

1. 目的

町村部の生活保護に関する事務については、都道府県福祉事務所で実施されているところである。

近年、住民の身近な地域において、総合的で調整のとれた福祉サービスを提供するため、生活保護を含むすべての福祉サービスを連携して実施することが必要になってきている。

また、市町村合併に伴い、都道府県福祉事務所の中には1町村又は2町村のみを管轄する事務所や所管区域が飛び地になっている事務所が増えてきており、結果として、福祉事務所の業務の円滑な運営に支障を来すことが懸念されている。

このような状況において、都道府県福祉事務所における生活保護等の事務を町村へ移行する先駆的・試行的な取組を実施する自治体に対し助成を行うことにより、町村における生活保護行政の円滑な実施の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県、町村

3. 事業内容

(1) 都道府県事業

町村福祉事務所を単独で設置又は一部事務組合・広域連合を設けて福祉事務所を設置する町村を支援する都道府県が行う以下の事業に対し補助する事業

- ・ 移行等に向けての検討会等開催事業
- ・ 先駆的事務所における実地調査事業
- ・ 生活保護業務に携わる町村職員養成研修事業
- ・ 移行後の町村におけるフォローアップ事業 等

(2) 町村事業

福祉事務所を単独で設置又は一部事務組合・広域連合を設けて設置する町村が行う以下の事業に対し補助する事業

- ・ 先駆的事務所における実地調査事業
- ・ 県本庁等における現業員研修等参加事業
- ・ 社会福祉主事資格取得支援事業
- ・ 相談室設置に係る費用
- ・ 生活保護業務システム構築事業 等

4. 経費の補助等

(1) 補助率：1／2

(2) 対象経費：町村福祉事務所設置推進支援事業に必要な共済費、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金等

(3) 本事業は、福祉事務所を設置する日の属する年度及びその前年度に実施するものとする。

2 災害対策等について

(1) 防災態勢の強化について

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすく、昨年においては、能登半島地震、新潟県中越沖地震、また、豪雨や大型の台風などにより全国各地で大規模な災害が発生したところであり、自然災害は、いつでもどこでも起こりうるということを改めて認識させられたところである。

従前より、大規模災害を含め災害発生時に迅速な対応ができるよう、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日厚生省社会・援護局保護課長通知）」等を示しているところであるので、これらを踏まえ、特に自治体内部はもとより、平時より関係機関及び団体と必要な事項を調整しておくなど一層の防災態勢の強化をお願いしたい。

また、昨年の新潟県中越沖地震の教訓を生かすためにも、その時の主な初動対応について整理したので、今後の態勢強化等に活かしていただくようお願いしたい（巻末資料を参照）。

(2) 災害救助法等の運用について

ア 災害救助に係る実施体制の整備

① 都道府県における体制整備

都道府県は、災害救助法（以下、「法」という。）の実施主体であるため、災害発生の際には、迅速な対応が求められるところであり、特に大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、次の事項に留意しつつ、職員の参集体制の確保や関係部局との役割の明確化について調整を行うとともに、市町村との連絡体制を十分に構築された上、法の適用や応急救助の実施等にあたって迅速かつ円滑な対応を行われたい。

- a 法の適用の決定については、その後の応急救助の実施に大きく影響を及ぼすものであることから、法所管課においては、法の趣旨、適用基準の考え方について十分理解し、知事等が適切に判断できるよう報告を行い、速やかに知事等の決裁手続きをとるなど十分な対応を行われたい。

(参考) 適用基準の考え方について

法の適用基準については、法施行令第1条第1項に定めており、基本的には、同項第1号、第2号及び第3項前段で、市町村の区域の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定めている。

しかし、この滅失世帯数に達しない場合であっても、第3号後段の規定に基づき、

- ① 多数の世帯の住家が滅失した場合であって、
- ② 被害地域において、食品の給与に特殊の補給方法を必要としたり
- ③ 救出に特殊の技術を必要とする場合は、

法を適用することが可能となっている。

また、施行令第1条第1項第4号に基づき、多数の住民の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とするなど、厚生労働省令で定める基準に該当する場合にも、法を適用することは可能となっている。

- b 法の適用の判断に際しては、前述の適用基準の考え方にあるように、被害住家の数だけでなく、多数の生命、身体に危害を受けるおそれが生じた場合にも適用できるようになっており、迅速な災害救助の実施が可能となっているので、実際の適用にあたっては、法施行令第1条第1項のどの規定に合致するか十分検討の上、判断をなされたい。

特に市町村合併については、合併前の人口規模では滅失世帯数の基準に達するものの、合併後の人口規模では達しない場合も起こりうる。このような場合にも、多数の住民の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じることはないのか十分に検討の上、適切な法適用の判断をなされたい。

- c 法適用後においては、被害状況、法適用状況（救助の程度、方法等）を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、都道府県から本省に対してもその内容について逐次情報提供されたい。また、必要に応じて、担当職員の現地派遣を行うなどにより、救助の実施状況の把握や市町村への

支援に努められたい。

- d 応急救助の実施に際し、指定された学校・集会施設等の避難所では対応できない高齢者や障害者等の特別の配慮を必要とする避難者については、社会福祉施設への緊急入所による対応とともに、必要に応じて、社会福祉施設の空きスペース等を活用して福祉避難所を開設するなどの対応を行われたい。

また、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて対応することも可能であるため、ご留意願いたい。なお、災害時に迅速に対応できるよう、事前に関係機関・団体と調整しておくなど体制の整備を図るとともに、こうした対応について、市町村に対しても周知を図られたいこと。

(参考) 福祉避難所にかかる災害救助費の対象経費について

福祉避難所においては、①概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員の設置、②高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の用意、及び③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具など）の用意等が必要になると考えられ、法が適用された場合、これらにかかる実費が災害救助費の対象経費となる。

- e 法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際も、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出等、ほとんどの救助業務は市町村に委任して行われることが多い。このように、市町村は災害救助に関する実務を担う重要な組織であり、法に基づく救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大きい。このため、都道府県におかれては、市町村の災害救助担当者に対して研修や図上訓練等を実施し、災害救助業務の実務と運用について一層の周知を図られたい。

なお、都道府県担当者を対象にした災害救助担当者全国会議を例年5月に開催しているので、当該会議内容についても伝達されたい。

特に大規模災害時には避難所の長期化が予想されることから、避難所の環境整備、また、避難所を早期に解消するためにも応急修理の迅速な実施、応

急仮設住宅の供与にあたっての各都道府県と管内市町村の役割分担等については、予め調整を行われたい。

(参考) 避難所の環境整備について

避難所が長期化する場合には、例えば体育館の床に畳・マット、カーペットを敷く、プライバシー確保のために間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器や洗濯機を置く、といった対応が必要になる。また、仮設トイレ（洋式を含む）や簡易シャワー、簡易風呂等の設置も必要になる。これらについて、備蓄又は関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。

※ なお、法が適用された災害においては、これらの環境整備のため一般基準では対応できない場合は特別基準の設定が可能である。市町村にも事前に周知願いたい。

f 応急仮設住宅については、大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成するなど準備をされたい。

また、大規模災害が発生し、相当数の住家に被害が生じた場合、発災後ただちに、おおよその見込数をもって発注し、その後、被災住民への意向調査の結果等を踏まえながら、設置計画を修正するなどにより、速やかな対応を図られたい。このため、大規模災害においては、ある程度の空き戸が生じることはやむを得ないので、厚生労働省に協議をされたい。

なお、災害発生時に速やかに応急仮設住宅の設置が行えるよう、設置に関する手引きの作成や図上訓練の実施等により、あらかじめ災害発生時の実務や事前準備等を明確にされたい。

g 応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸アパート等を借り上げて対応することも可能であり、被災地域の状況や被災者の意向を勘案し、適切に対応されたい。

h 住宅の応急修理については、被災者が一日も早く住み慣れた住家に戻るためにも速やかな実施を求められている。このため、委任を受ける市町村が迅

速に取り掛かれるようあらかじめ応急修理の実施要領等を作成し、市町村職員に研修等で周知するとともに、工務店等の応急修理を実施する事業者を指定し、名簿を作成するなどの準備をされたい。

なお、応急修理の実施期間については、1月以内に完了することとなっているが、災害の規模や被災地の実態等によっては、1月以上実施に要する事例もあることから、実態等に即した必要な期間を当室と協議の上、実施期間を延長することは可能となっている。

② 市町村への助言

市町村における災害救助法による応急救助に係わる必要な対応については、管内市町村の状況等を十分把握した上で、次の事項に留意して適切な助言を行われたい。

- a 被害状況の把握については、法の適用の基礎資料となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行う必要がある。

このため、予め管内市町村の被害状況の把握方法について確認し、不備と思われる市町村に対して適切な助言を行われたい。なお、被害状況把握については、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結び専門家を確保するなどの助言をお願いしたい。

(参考) 床上浸水の被害認定について

床上浸水の被害認定については、内閣府より「浸水等による住家被害の認定について」(平成16年10月28日府政防第842号)が発出されている。

- b 特に特殊な救助の必要性や多数の住民の生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合には、都道府県において法の適用を早急に検討する必要があるので、市町村からの情報が重要となってくる。常日頃から被害状況を迅速に都道府県へ報告させることを徹底すること。

- c 交通手段や連絡手段の途絶も想定した職員の参集体制や関係機関・施設間の連絡体制の確保を徹底すること。
- d 法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を明確にすること。
- e 災害発生後、混乱した状況下においても被災者のニーズが的確に把握できる体制を整えるとともに、救助の実施状況や必要な応援等について都道府県へ迅速な報告をするよう徹底すること。
- f 避難所の設置場所、及びその管理、運営、備蓄物資の保管場所及び品目、数量について地震、風水害等各種の災害を想定しつつ、市町村地域防災計画及び関係諸規定の点検を図ること。

③ 災害救助対策事業の活用について

災害救助対策事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために都道府県が管内市町村に対して関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行う事業として創設されたものである。

この趣旨を踏まえて、各自治体における災害対応時における経験や地域住民の要望等を踏まえて、被害の軽減化や未然防止化及び応急救助における各部局間・行政間等の関係者間での認識の一致等を目指して本事業を積極的に活用されたい。

本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上活用されたい。

また、昨今多発している自然災害の経験を教訓として、例えば、避難所の運営や福祉避難所の支援に係るマニュアルの作成等についても補助対象としているので、ご承知おき願いたい。

特に、福祉避難所のリーフレット等の作成及びその他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業として、先駆的な事業に対しては優先的に採択する方向なので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、当事業の活用にあたって相談等がある場合には、委細に関わらず積極的に当室まで連絡をされたい。

(参考) 災害救助対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）

ア 実施主体 都道府県

イ 補助率 1 / 2

ウ 具体的な内容

① 市町村災害救助関係職員研修会等

- ・ 研修会、連絡協議会
- ・ 実務マニュアル等の作成 等

② 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

- ・ リーフレット（特に福祉避難所に関するもの）、パンフレット等の作成
- ・ 災害ボランティアの育成
- ・ 危機管理専門家等の講演会 等

③ その他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業

- ・ 災害時の心のケア活動研修会
- ・ 図上訓練の実施
- ・ 各種事項のマニュアルの作成（発災後24時間の対応、避難所の運営、福祉避難所の支援、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理の支援、仮設トイレの設置等）
- ・ 応急仮設住宅の性能の検証等に関する検討会の開催 等

④ 都道府県担当職員の研修等

都道府県及び指定都市の実務担当者に対し、災害救助法及び災害弔慰金等の支給に関する法律の適正かつ円滑な運用を図るため、全国会議の開催を5月下旬に予定しているので、職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

また、日本赤十字社が実施している災害救助調査研究・研修事業については、調査への協力、研修会への職員派遣等について特段の配慮をお願いしたい。

イ 災害救助基準等

① 一般基準

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき実施されているところである。平成20年度災害救助基準については、消費者物価指数等の変動を勘案し必要な見直しを行う予定であり、詳細については事前にお知らせすることとしているので、関係する規則等の見直しに遺漏のないようお願いしたい。

② 特別基準

法の救助を実施するにあたっては、基本的には一般基準で対応することとなるが、個々の災害について一般基準で対応が困難な特別な事情がある場合には、特別基準を設定して実施することが可能である。その必要がある場合には、速やかに当室に協議され、災害現場の状況をふまえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

ウ 災害時要援護者への対応

高齢者、障害者等の災害時要援護者への対応については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改定）」及び「災害時要援護者対策の進め方について（平成19年4月）」でお示ししているところであるが、昨年7月に発生した新潟県中越沖地震においても、多くの高齢者が被災するなど、災害時要援護者の避難支援対策の推進は、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっている。このような認識の下、昨年12月、政府においてとりまとめられた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すために早急に取り組むべき施策」において、災害時要援護者の避難支援対策の促進がその一つとして位置づけられ、内閣府、消防庁、厚生労働省及び国土交通省連名通知の「災害時要援護者の避難支援対策の推進について（平成19年12月18日）」を発出し、各都道府県の協力を求めるとともに、この通知の中でお示しすることになっていた市区町村の取組の参考となる『「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について』（平成20年2月19日）を上述の関係省庁連名通知で発出したところである。ついては、次の事項についても留意しつつ、災害時要援護者支援について万全な体制を図られたい。

- ・ 高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、法上、特別の配慮のための実費を加算することができることとなっている（①-d-（参考）を参照）。
しかしながら、現在、十分に指定等の準備がなされている状況にはないことから、市町村と連携しながら、福祉避難所の事前指定を進められたい。
- ・ 福祉避難所のみならず一般の避難所においても、高齢者、障害者等の心身の健康管理、生活リズムを取り戻す取り組みが重要である。このため、通常時から、保健師等による健康相談、こころのケアの専門家、ホームヘルパーの派遣等の体制について、他の地方公共団体や保健福祉関係団体等と協定を結ぶなど事前準備を進められたい。
- ・ 避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものである。特に視覚障害者や聴覚障害者に対する伝達方法については、特段の注意を払われたい。なお福祉避難所の経費として、手話通訳の配置等が対象となっている他、一般の避難所においても、必要に応じて同様の措置をとることは特別基準を設定することにより可能である。

（参考）

- ア 要援護者支援として福祉避難所以外の避難所においても対応が求められるもの
- ・ バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合は、オストメイト対応ポータブルトイレを含めた障害者用トイレ、仮設スロープ等の設置
 - ・ 紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄、又は事業者団体等との協定の締結等により円滑な供給体制の整備。なお、災害救助基金により紙おむつ、ストーマ用装具等消耗器材の備蓄が可能である。
- イ 要援護者の態様に応じた支援について
- ・ 要援護者の様々なニーズについては、避難支援プランの個別計画で把握するとともに、避難訓練等において当事者が参加することによって具体的なニーズが顕在化するものである。
 - ・ 例えば、人工透析を行う医療機関の稼働状況に係る情報や視覚障害

者に対応した情報提供など避難所における情報提供は要援護者にとって重要なものである。

エ 災害弔慰金等

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないのでご留意願いたい。

また、市町村において支給の可否の判断が困難な場合には、必要に応じて有識者等による審査会を設ける等、その認定については慎重を期されたい。

旅行先等で被災された方の支給認定については、これらの方が居住されていた市町村が行うこととなるが、その際、被災地の自治体と居住されている自治体との間で連絡を密に取られるよう、管内市町村に対して周知願いたい。

② 災害援護資金

災害援護資金の貸付に際しては、当該被災者に対し、被災者生活再建支援制度など生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供に留意されたい。

なお、居住の事実がないにもかかわらず住民登録地で被災し、家財が使用不能になったとして、り災証明書を取得し、虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸付を受けた詐欺事件などが過去に発生している。

災害援護資金の貸付に当たっては、その対象となる被害の認定について、貸付を受けようとする者の申告に基づき、必要な調査をして確認することとされているため、適切な災害援護資金の貸付事務を行うようご留意願いたい。

(3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）について

ア 国民保護救援基準の改定

平成20年度国民保護救援基準については、災害救助基準と整合性を図りながら改定作業を行う予定であるが、詳細については事前にお知らせすることとしているのでご留意願いたい。

イ 国民保護（救援）関連対策事業

国民保護法の「救援」体制を整備することを目的として、平成17年度より「国民保護の救援に関するマニュアル作成事業」をセーフティネット支援対策等事業費補助金の事業の対象としているところであるため、運用面での実効性を高める一助として積極的な活用を図りたい。

（参考）国民保護（救援）関連対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）

ア 実施主体 都道府県、指定都市

イ 補助率 1/2

ウ 具体的な内容

国民保護の救援に関するマニュアル作成事業

武力攻撃事態等における救援を円滑に実施できる体制整備を図るため、都道府県および指定都市が救援に関するマニュアル等を作成する。

ウ 国民保護救援関連活動資機材整備事業について

日本赤十字社においては、NBC（N：NUCLEAR「核」、B：BIOLOGICAL「生物」、C：CHEMICAL「化学」）災害や放射能汚染事故等が発生した場合に、救援活動を行うため、平成17年度より5カ年で、本社・支部において、救護班に除染機能付きエアテントや防護服等を整備しているところであるため、ご承知おき願いたい。

（参考）国民保護救援関連活動資機材整備事業の概要

○除染機能付きエアテント

NBC災害時に被災地域から搬送されてきた被災者の体から、汚染された衣服を脱がし、身体等に付着した有害物資を取り除く（除染）ための資機材。

○防護服

救護員本人が直接汚染された空気に触れることで感染する一次感染、救護

する際に有害物資に汚染された被災者から感染する二次感染を防止するためのもの。

○自動体外式除細動器

NBC災害等の混乱時により、心肺停止等の危険に陥った住民に微電流によるショックを与えることで、救命措置を行う機器。